個人に対する「加害者」としての経営組織の研究，その覚書

重　本　直　利

キーワード
加害（犯罪）経営
組織病理現象
ミナマタ
関係性
企業の社会的責任
過労自殺
責任倫理
個人に対する責任

はじめに—「加害経営[1]」とは—

かつて私は，組織の「官僚制的性格（＝組織の自己目的化，逆機能化，非人格化など）」と関わって，次のように現代経営組織についての問題提起を行ったことがある。

「現代経営組織の特質が表わしているように，そこでの構造と機能は，人間行動・意識までも含めた量的抽象化とパターン化として現存している。従って，組織構造と機能の官僚制的性格からの克服は，単なる目的いかんによる管理技術上の問題ではもはやない。今日では，ますます組織の構造と機能それ自体が，人間が自由に豊かに生きるための中身を伴った問題として存在しているということである[2]」。

ここでは，組織を「目的—手段」論という枠組ではなく，「経営組織の構造と機能それ自体」を論ずることの重要性を強調した。

この内容をふまえ，本稿の目的は，この「経営組織の構造と機能それ自体」が個人に対して否定的な影響を与える中身を論ずることにある。この中身とは，企業・法人が「加害者」となって個人に被害を与えるという経営行為である。ここでの個人とは，労働者，消費者・利用者，地域住民，一般市民などである。また，今日多発している「企業不祥事」と言われる事例においてもこれらの個人に被害を与えるケースが多くみられる。「企業不祥事」いった一般的な表現では「企業の好ましくない経営行為」を意味するに過ぎず，実際の多くの「企業不祥事」の事例から考えるならば，個人に対する「加害（一部は犯罪）に至る経営行為」といった表現の方が適切である。

経営学は，経営目的に向けての組織と管理のあり方の単なる効率性・合理性を求めるだけでなく，人間的・社会的に有意なあり方を目指す学問である。また，このことが21世紀の経営学に強く求められる。そうであるならば，人間性・社会性を損なう法人あるいは企業経営の組織それ自体のあり方を研究することが重要となる。一般に人間性とは，人間の独自性，個別性，全体性，主体性などをさす。また，この人間性は社会性を不可避的に伴っているが故に，他方で社会性[3]を損なうことは人間性を損なうこと

1）「加害経営」については，次の二稿をふまえている。重本直利「“私はこうするより仕方がありません”，M・ヴェーバー責任倫理再考」『社会経営学研究・第6号』社会経営学研究会，2007年3月所収，重本直利「犯罪経営学の基本的枠組—個人に対する『加害者』としての経営（法人）組織の研究」『情報問題研究・第19号』情報問題研究会，2007年6月所収。

2）重本直利『意識と情報における管理〈改訂新版〉』こうち書房，1996年，189ページ。

3）ここでの社会性とは社会合理性を意味する。↗

に直結する。

例えば，現在の多国籍企業はじめとした企業の経済活動の社会に対する影響力の巨大さ（社会性）を捉える時，また，そこでの貧困，差別，抑圧などの人権侵害にもおよぶ「社会経済構造的な加害[4]」の事例を捉える時，人間性への「加害（一部は犯罪）に至る経営行為」として捉える概念設定が同時に必要となる。本稿ではこの概念を「加害経営」とする。

この「加害経営」は，現在，重要なテーマとなっている「企業の社会的責任（CSR）[5]」の中身を捉える上で重要な部分を占める。個人（人間性）に対する加害に至る企業経営組織それ自体のあり方を改善することによって，はじめて「企業の社会的責任」が果たされるものと考える。また，法人および企業が社会（社会性）に対する責任を果たすことは同時に個人（人間性）に対する責任を果たすことでなければならない。社会性と人間性を乖離させることは出来ない。例えば，「企業の社会的責任」を果たすことのために，働く人々の人間性を損なうことがあってはならない。それでは本末転倒である。つまり，少なくとも個人（人間性）に対する加害（一部は犯罪）に至る経営組織それ自体のあり方の改善なしには，「企業の社会的責任」は果たしえないと考えるべきである。本稿の主題は，個人（人間性）に対する「加害者」となる経営組織のあり方を問うことである。

企業のみならずその他の法人組織も含めた経営体およびそこでの経営行為はこの課題を担うべきである。このためにも，現実に進行している個人（人間性）に対する企業および法人の加害（一部は犯罪）行為を研究するため学問分野が必要である。例えば，「過労死・過労自殺」および精神病理[6]の多発する事例は，法人経営体（特に企業）が個人に加害行為を日常的に行っていることを意味している。これらの事態の予防，対応，解決のために，個人に対する「加害者」としての経営組織の研究は焦眉の課題である。個人に対しての加害とは，被害，損害，妨害，危害，迫害，阻害などを意味する。また，例えばセクシャル・ハラスメント，パワー・ハラスメントによる加害は，ここでは個人的加害行為ではなく，個人に対する経営組織的行為の側面として捉えることになる。

なお，「犯罪経営」という名称も考えられるが，「犯罪を経営する」といった誤解，また違法的な事例および刑事事件の事案といった法律的な側面だけで狭く解釈されることもありえる。従って，「加害経営」の中の一部として「犯罪経営」を捉え，「犯罪経営」を包括する「加害経営」（＝経営体による個人への加害行為としての経営のあり方）とする。ただし，犯罪に至る加害経営の研究が最も重要であるという立場から本稿での表記は「加害（犯罪）経営」とする。「加害（犯罪）経営」は，今後，経営学の一分野とされるべきであろう。

1.「加害（犯罪）経営」概念の方法論的位置

ここで提示する「加害（犯罪）経営」は，これに関連する既存学問分野である犯罪学，犯罪心理学，犯罪社会学に対してどのように位置づけられるのであろうか。このことを簡単に述べ

↘社会合理性とは，社会的観点からみて矛盾のない論理的首尾一貫性，目的—手段関係の整合性であり，個人の社会的行為，社会集団，社会関係，そしてこれらの相互関連としての全体的・重層的な構造といった各レベルで論じられる合理性のことである。

4) この言葉は，「構造的暴力」概念のように，個人に対して直接的加害を意味するのではなく，社会経済システム（構造）による個人に対する間接的加害を意味している。

5) この言葉は，通常，企業活動における利害関係者間の調整，コーポレート・ガバナンス，企業倫理，企業市民といった表現で議論されているが，個人への加害に関する企業の責任という視点および過去の企業による加害事例の研究は極めて不十分である。

6) 特に今日では，「テクノストレス」のようなコンピュータ・テクノロジーへの不適応症候群，テクノ依存症，テクノ不安症，鬱症状などがあげられる。

ると，既存のこれらの学問分野の研究対象はいずれも加害者としての個人の犯罪・非行等を研究対象としているが，「加害（犯罪）経営」概念は個人を直接の対象とするものではない。また，「加害（犯罪）経営」概念は，個人の犯罪・非行等を生む社会の病理・問題等を対象とする社会病理学とも異なる。

「加害（犯罪）経営」とは，個人による加害でもなく，社会による加害でもない経営体（例えば法人，社会組織・集団等）による加害の現実存在を前提とし，その経営体による個人への加害行為を対象とする。

「犯罪」に関連する既存学問分野との相違をみると，犯罪学は，犯罪現象の形態，過程，原因，対策等を研究し，犯罪心理学は，個人の犯罪・非行の予防と更正のための心理学的解明を目的としている。また，犯罪社会学は，個人の犯罪・非行問題についての社会学的アプローチを行っている。これらの学問はいずれも研究対象は個人の犯罪行為である。

犯罪心理学は，個人の犯罪行為の心理的側面を研究し，犯罪社会学は，個人の犯罪行為を社会的行為と社会的過程として研究する。後者においては，個人の犯罪行為を，個人と社会の中間的領域としての社会組織・集団をも取り上げるが，この場合でもあくまでも個人の犯罪行為との関連における社会組織・集団の研究である。また，社会病理学は，犯罪・非行のみならず貧困，失業，自殺，薬物依存，差別，災害，暴動，スラムなどの現実を社会病理現象（正常な健全な常態とは異なる社会的現象）とし，それらの現象の形態，過程，原因等を研究する。社会病理学では，個人病理ではなく社会病理として対象がとらえられ，社会構造・機能的視角からのアプローチである。

これらに対し，「加害（犯罪）経営」概念によるアプローチは，加害（犯罪）の個人問題的アプローチでも，加害（犯罪）の社会問題的アプローチでもない。また，「加害（犯罪）経営」概念は，その病理を，個人病理（心理・精神）でも，社会病理でもなく，中間的領域としての組織・集団（法人一般，企業など）それ自体がもつ病理におく。以下，これを組織病理（正常な健全な常態とは異なる組織的現象）と表現する。さらに，「加害（犯罪）経営」概念からは，この組織病理を個人に対する加害の組織的現象とし，個人病理と社会病理を生む土壌であると捉える。さらに，個人病理と社会病理の治癒には，組織病理にアプローチしなければならないという学問的スタンスをとる。

すなわち，「加害（犯罪）経営」概念が直接対象とする組織病理とは，個人の心理・人格上の病理でもなく，社会構造・機能上の病理でもない。さらには組織との関連において個人の心理・人格上の病理現象を捉えるのでもない。「加害（犯罪）経営」は，組織（人と人の関係性）それ自体の病理現象（個人に対する加害の組織的現象）を中心にすえ，そこから個人病理および社会病理へとアプローチする。

では，組織病理とは何か。それは，例えば，組織の内容的要素である組織目標，地位・役割体系，規則・規範・価値体系，組織文化・風土，賃金体系，協働関係，環境適応，調整機能，コミュニケーション回路，意思決定構造・機能などにおける病理現象（個人に対する加害の組織的現象）をさす。より具体的には，例えば人間的要素のシステム的排除（非人間化），組織の逆機能問題，組織のひとり歩き（目的と手段の転倒現象），性差別の組織内再生産，労働意欲の組織的減退などがあげられる。

企業経営の場合であれば，例えば，組織目標，規範・価値体系に関わる「利益至上主義」における企業内の人と人との関係性それ自体の病理，つまり利益以外の多様・多元な要素をもったバランスのある人と人の関係性の要素をすべて排除するという「奇形的」・「極端に偏向的」な関係性そのものの病理現象（正常な健全な常態とは異なる組織的現象）である。この組織病理現象を，別に例えれば，栄養のバランスを欠いた極端な「偏食行為」によって内臓器官に害を与え器官の組織に病理を発生させるようなものである。また，働く人々が，地域活動も教育活動

も文化活動も政治活動も福祉活動も全く関わらず，1日24時間経済活動のことばかり考える「エコノミック・アニマル」となり，退職するまでの長期間にわたって「利益至上」の経済活動の下で生活せざるを得ない状況であるとすると，その企業組織（人と人の関係性）は組織病理現象を有していると言わざるをえない。この組織病理現象は，労働者のみならず経営者，管理者も含む全ての人々の心身を日々蝕んでいる。これは経営体の個人への加害行為である。

2.「加害者」としての組織体（＝経営体）

組織病理現象で重要な点は，「加害者」は個人ではなく組織体（＝経営体）であるということである。そして，この組織病理の被害者は個人である。例えば，「過労死・過労自殺」の場合であれば，「加害者」は組織体（経営体）としての企業である。さらに言えば，「加害者」は経営体としての企業の管理と組織，その構造と機能である。「加害者」は経営システムになる。加害の具体的事例をみてみよう。

川崎製鉄水島製鉄所の過労自殺の事例では，労働実態についての把握という基本的な経営体の義務が果たされていなかった。このことについて，岡山地裁判決は「そもそも，使用者の労働時間管理は，使用者が労働時間の実態を把握することが第一歩であるところ，被告には職員の残業時間を把握するための体制がなく，各職員は私的なメモに各人の残業時間数を書いて自己申告し，その時間も実際の残業時間より相当少なく申告するのが，被告水島製鉄所においては常態であり，……[7]」と述べている。時間管理は個々人にまかされており，無理な仕事内容の上に期限だけが定められているが故に，長時間労働が常態となっていく。さらに，こうした実態を知りながら，何らの措置を取らなかった企業側には明らかに安全配慮義務履行がなされていないと言わざるをえない。例えば，「給与明細に記載されている労働時間は現実のものよりもはるかに少ない，どこにも労働時間の正確な記録が残っていない」(78) といったようなことでは，「労働現場では異常が日常になっています」(78) といったことにならざるをえない。明らかに地位・役割体系の不備である。

異常さは労働時間管理だけではなく職場環境にもある。オタフクソースでの「過労自殺」は，異常な高温・多湿，重い荷物の搬出入，経験者の少ない人員配置と恒常的な人員不足，こうした中で朝5時に出社し，帰宅は午後6時という長時間労働が続き，木谷公治さんは過労の末，自殺にいたった (93)。木谷さんが熱中症にかかり点滴を打っていても，経営側はクーラーの設置を考えていなかった (108)。これは明らかに環境適応上の重大な条件的不備である。死後，裁判が始まりクーラーが設置された。こうした状況でありながらも管理職のM次長は，「大体各人の動きを毎日掌握していないからわかりません。作業日報も二週間に1回くらい目をとおすだけですから」(109) と言い，さらに「現在の職場環境より木谷君が亡くなったころの環境の方が苛酷ですが，しかし，それ以前の職場環境は，もっともっと苛酷でした。何が苛酷なのかと聞かれても，ぴんときません」(109) と言う始末である。職場環境が把握できない状況では，これはもはや経営とも管理とも言える代物では全くなく，明らかに重度の組織病理である。

飛島建設の永山聡さんの過労自殺の例では，裁判経過および再三の申し入れの中，ようやく中央労働基準監督署は次のような通知を行った。

「① 業務体制の変更により，実質的には一人で実験を進める体制になり，② 被災者にとってその実験は初めての実験業務であり，ほかの同僚にとっても相当な負担を感じるものであっ

7) ストレス疾患労災研究会・過労死弁護団全国連絡会議編『激増する過労自殺－彼らはなぜ死んだか－』皓星社，2000年，75ページ。本書からの引用は以下ページ数のみ2.の文中において記載する。なお，重本直利「ストレス疾患労災研究会・過労死弁護団全国連絡会議編『激増する過労自殺―彼らはなぜ死んだか―』を経営学の立場から読む」，『龍谷大学・経営学論集』第40巻第3・4号，2001年を参照されたい。

た。③ さらに，10月末までに実験計画を完成しなければならないタイムリミットがあった上に，夏から秋にかけて再三の計画変更により，業務量が増大して，被災者に対する精神的負荷となった」(148)。

適正な業務体制を欠き，被災者の過度の負担をかける配置を行い，にもかかわらず期限だけは明確に定められ，さらに再三の計画変更を要求することになるなど，経営組織の合理性を著しく欠く状態であることがわかる。明らかに協力関係，調整機能，地位・役割体系の重大な不備である。

今日の企業経営は要求されるスピード・密度・質などがますます高度になり，経営のあり様を一歩誤れば，企業倒産であり，また労働者の心身共の破壊を招来することにもなる。その管理機能と組織構造のあり様を基本的で初歩的なところからあらためて問い返していかなければならない。

日立造船舞鶴工場で働いていた下中正さんが入水自殺した時に残された以下の遺書では，以上述べたような非合理的な経営組織の病理実態の深刻さを如実に表わしている。

「何でこんなことになってしまったのか！昨年10月にGL（グループリーダー）の交替があってから……それまで……のトリオで処理できた新型舵取機の開発がすべて自分一人にかかってきたこと，また十分に練れていなかった試験方法に関し，試験方法の相談相手がいなかったこと……，10月に入りすぐ試験でバタバタして……，これで……ポンプのゴタゴタが出てきて，その対応に忙殺されてと，悪循環もええとこ……。自分の処理能力のなさに今さらながらあきれるやら，悲しいやら。またASEがなかったらもう少しましだったかも……。これ（ASE）も十分計画ができないままベタ遅れではあるが……。いずれにしても実機納期は迫る。これで本当によかったか。PJ（プロジェクト）会議はどうするか……。ああもうどうしたら」（註 ASEは自衛艦の名）(215)。

「すまん！　申し訳ない！　どうしようもない事態になり，もうどう処理したらよいか訳がわからなくなり，こんなことになった」(215)。

人一倍の努力家であり真面目であり有能な設計技術者をこのような状態に落とし入れる経営組織とは一体どういうものか。それは，限度を超えた仕事の量，能力を超えた仕事の質，期限だけは厳しく定められ，再三の変更を求められ，さらにこうしたことが行われている労働現場（組織病理）が放置されているということである。

こうした組織病理が日本の企業において蔓延している。例えば，「社会通念上許容される範囲をはるかに逸脱した長時間労働をしていた」(26) であるとか，「業務を所定の期限までに完了させるべきものとする一般的，包括的な業務上の指揮又は命令の下に当該業務の遂行に当たっていたため，右のように継続的に長時間にわたる残業を行わざるを得ない状態になっていたものと解される」(35) といったことである。社会通念からはるかに逸脱した経営組織の継続が，包括的な業務上の指揮と命令によっているということは，経営学で示されるような業務上の管理機能と組織構造の形成が全くなされていないことを意味する。包括的な指揮・命令が継続的・日常的になされているとすれば，この状態は，個別業務ごとに可能な限り職務の内容を明確にしかつ責任の所在を明確にするという経営組織の本来のあり方から無縁な状態と言わざるをえない。「労働者の業務の量等を適切に調整するための措置」(36) を使用者に課した最高裁の判示内容は，経営学からみれば経営組織の初歩的内容である。明らかに調整機能の不備である。業務の量を適切に調整しないで，期限だけを示しただけの包括的な指揮・命令で済むのなら，それは経営と言い得るような代物では全くない。重度の組織病理が経営体を蝕んでいる。

こうした組織病理現象を発生させ放置させていることそれ自体が，ここでは個人への加害行為となる。ここでは企業経営それ自体における組織病理が問われることになる。

3.「加害（犯罪）経営」のシステム化

次に加害（犯罪）経営の一事例をみてみよう。

現在においても多くの未解決問題をかかえている「水俣病」の公害事件においては，多くの人々を苦しめ，死に至らしめた「加害者」のチッソ（日本窒素肥料株式会社）およびチッソ水俣工場は今も現存している。ミナマタ[8]の歴史を，水俣病センター相思社編の『数字からみる水俣病』の主なデータ等でみると，まず認定患者数2265人，認定申請件数19376人（認定率13.2%），胎児性患者確認数64人である。1995年の「政治的解決（結着）」による一時金対象者数10353人であるが，推定患者数２万人以上であるとされている。他方，チッソの毎年の経常利益約40億円であり，水俣工場は最盛期3500人であったが，現在も660人が従事している。チッソの累積赤字1474億円（1999年度末），チッソ県債（償還予定総額）2577億円，チッソの排出水銀総量400～600トンであり，水俣湾埋め立て（158ヘクタール）費用485億円である。また，チッソに関する「水俣病」刑事事件は２件あり，一つは「業務上過失致死傷害罪」で元社長と元工場長が起訴され，最高裁で禁固２年執行猶予３年が確定した。もう一つは，歴代の厚生，通産，農林大臣等を殺人罪と殺人未遂罪で起訴したが，地裁で棄却された[9]。

個人がこのような加害（犯罪）行為を行った場合は，当然，重罰に処せられ，その個人は通常の生活を営むことは全くできないのだが。何故，法人組織の場合は存続できるのか。

先述したように，加害（犯罪）行為は，これまで学問上においても基本的には個人の行為としてだけで捉えられており，組織（あるいは法人）の行為として捉えられていない。組織の行為が個人に被害を与え，それも多くの人々を苦しめ，命を奪ったならば，その組織は罪を犯したことになり閉鎖され，監視の下におかれということになる。しかし，実際は一部を除き，たとえ多数の人々の命を奪っても組織（法人）は基本的に変化せず現存している。

「組織犯罪（organized crime）」という言葉はあるが，その意味するところは，一般的には

8) 本稿ではミナマタと表現する。その理由は「水俣病」という表現についての以下の向井良人氏の主張を積極的に受けとめたいからである。

「ヒロシマやナガサキの被爆体験と同様，ミナマタという一つの爆心地をめぐる記憶が『水俣病』という呼称に集約されているとすれば，それは単に疾患を特定するための語彙ではない。われわれが水俣病と呼んでいるものは，『不知火海沿岸に発生した有機水銀中毒症』をめぐって不断に構築される一連の物語である。『水俣病の水俣』に対する外部社会の『まなざし』を通して水俣市民が受けた『いわれなき仕打ち』は，その過酷さを比較することはできないにしても，図式としては，かつて『奇病』患者が集落で受けた忌避を水俣外部との関係において再現したものであるといえよう。こうした関係において忌避される側の『奇病患者』および『水俣市民』が，いずれも自分たちが受ける差別・偏見の原因を病気の呼称に求めている点は興味深い」（向井良人「病名から読み解く水俣病」，丸山定巳他編『水俣の経験と記憶―問いかける水俣病―』熊本出版文化会館発行，2004年，第３章所収，80～81ページ）。

さらに向井氏はこの差別・偏見の本質を次のように述べている。

「『水俣病』もまた差別的な文脈に置かれうる呼称であることに変わりはない。差別を論じるにあたって考慮すべきは呼称そのものではなく，その呼称が『いま・ここ』において差別的であるような場（関係）のあり方ではないだろうか。

このように考えると，病名変更要求が示唆する課題は，『〈水俣病〉という呼称が問題であるような関係を，どう克服するか』ということにある。その関係の，一方の当事者は，『水俣病の水俣』を語る『われわれ』にほかならない。このように，見る者と見られる者の関係において水俣病事件を理解しようとするなら，観察者自身の『まなざし』もまた，その論及から逃れることができない」（同上，82ページ）。

では現在，「差別的であるような場（関係）のあり方」はどのように変化しているのかが問われなければならない。「水俣病」を，社会的概念と医学的概念に分ければ，前者は「チッソ・メチル水銀大量排出（たれ流し）事件」，後者は「有機水銀中毒症」であろう。「有機水銀中毒症」が「水俣病」と表現されることによって，「場（関↗係）のあり方」は変化するであろうし，何よりも「場（関係）のあり方」が「水俣病」という表現につながっていったのであろう。あらためてわれわれはその関係性を問わなければならない。

9) 水俣病センター相思社編『数字からみる水俣病』㈶水俣病センター相思社，1996年より。

素人の犯罪ではなくプロの犯罪であり，「地下社会（賭博，詐欺，密輸，不法販売など）」の行為となる。また，「犯罪組織」としてはヤクザ・暴力団・マフィア等となる。このように，現在，「組織犯罪」・「犯罪組織」という用語の使用は「無法社会」（アウトロー）の領域に閉じ込められている。多くの人の命を奪った企業（法人）は，組織として罪を犯したのであり，「加害（犯罪）組織」となるのではないか。

本稿での「加害（犯罪）経営」概念は，その経営体を加害（犯罪）組織であり，加害（犯罪）システムとする。ここで概念規定される「加害（犯罪）経営」は，上記のような「地下社会」の世界の用語ではなく，「地上社会（法人一般，企業など）」の世界の用語である。

個人および社会に被害を与える「加害（犯罪）経営」と認められる企業活動あるいは法人活動（犯罪・加害組織，犯罪・加害システム）は，当然，その活動の停止，制限，拘束等の罰を受けることになるだろう。その罰に服する期間も定められることになる（なお，このことは，国あるいは自治体などの行政主体が行ういわゆる「行政指導」でもなく，また公権力の行使としての「行政処分」を意味するものではない）。それは個人が加害を行う犯罪行為への処罰と同様であることを意味する。

また，加害（犯罪）行為を，企業が故意に行うか，過失の結果として行うか，誤った判断の結果として行うか，予防的な措置を講じなくて行うかによって，当然，その処罰の内容は異なってくる。それは個人犯罪の場合と同様である。

上記のミナマタの事例は，日本窒素肥料株式会社（以下，チッソと略記）という企業の責任（business liability）のとり方を問いかけている。チッソが収益をあげる上で生じた「公害」（メチル水銀の排出）が多くの命を奪ったという「企業犯罪[10]」に対するものである。また，今日の「法人（企業）の社会的責任（＝CSR）」論の是非は，過去の幾多の「法人（企業）犯罪」から多くの教訓を学び理論化すべきであろう。

ミナマタのこれまでの歴史的経過における事例で示されるように，「法人（企業）犯罪」がますます制度化され・システム化されている。この経過の中で，同時に「責任の非個人化とシステム化」が進んでいる。さらには「法人犯罪」を扱う裁判という形式の中で，あるいは患者認定審査という制度的な議論の中で，「責任の非個人化とシステム化」は進んでいる。「法人（企業）犯罪」の捉え方を，どのようにすればよいのか。「法人犯罪」は現実に多く存在する。この捉え方（方法）を考える時期にきていると思える。

被害者の一人である緒方正人氏は自著のタイトルで「チッソは私であった」と問うている。このチッソは過去の存在ではなく，現在も存在し操業を続けている。「ミナマタは終わっていない」という多くの患者および患者団体の人の発言の意味は，患者の苦しみが現在も存在し，またチッソの責任，そして病気の認定をめぐる訴訟も続いていることから当然言えるのだが，それだけではない。

緒方氏は，「責任主体としての人間が，チッソにも政治，行政，社会のどこにもいない[11]」と問う。「責任の制度化・システム化」という現実，「人間の責任」が問われないという現実を氏は訴える。「法人犯罪」の意味をどう問えばよいのだろうか。

氏は言う「チッソが加害者といいながら，チッソの姿が自分に見えてこない」(40)，「チッソから本当の侘びの言葉をついに聞くこともなかった」(40)，そもそも法人には詫びの言葉は存在していない。実際には，制度・シス

10)　ここでの「企業犯罪」とは，企業における「加害経営」の結果において生じた犯罪（法違反）である。また，この「企業犯罪」に至るケースの経営プロセスを「犯罪経営」とする。例えば，労働基準法等の労働関係法に違反する状況が日本の法人組織で常態化しているが，これは明らかに「加害（犯罪）経営」に該当する。

11)　緒方正人『チッソは私であった』葦書房，2001年，8ページ。本書からの引用は以下ページ数のみ3.の文中において記載する。

テムの問題となり，お金での結着になる。つまり，氏の言うように，「ある意味じゃ酷な言い方ではありますけど，制度というもの，あるいはシステムというものを，取り除いたら，おそらく怖くて恐ろしくて，とてもじゃないけど車にも乗れない，飛行機も乗れない，舟にも乗れないと思います」(41) ということに帰着する。すなわち，われわれはシステムという場（関係）のあり方の上で生活しているということである。

そこで氏は，「一体だれと自分が闘っているのか」(42) と自問する。「法人」と「個人（自然人）」，「法人犯罪」と「個人犯罪」の関係とは一体何か。「法人犯罪」という「制度・システム犯罪」とこれに関わった（主体的に担った）個人の関係とは何か。

システムが関係性とすると，この関係性の主体的な担い手は個人である。緒方氏自らが「チッソというのはもう一人の自分だったと思っている」(44) と言い，“チッソの中にいれば自分も同じことをしたのではないか”とも自問する。その問いとは，「システム」と「個人」をつなぐ回路がない・切断されている現状の中での問いである。氏は「システム」と「個人」をつなごうとしている。

氏は言う，「仕組みの中の水俣病」(46)，「時代の価値観が構造的に組み込まれている，そういう世の中」(48)，「非常に怖い世界」(48)，「チッソというのは，もう一人の自分」(49) となる。「被害者である自分」と異なる「法人犯罪」を構成する「もう一人の自分」がいる。とすると，「これから先，誰と闘えばいいのか。相手がいないわけです」(55) となる。“和解は，制度的な処理機構であって，人間を感覚的に閉じ込めるものである”(55～56)。要するに，「仕組みの中に隠れる『個』」(57)，「加害者チッソとは『仕組みとしてのチッソ』『構造としてのチッソ』のことなのではないか」(58)，「人としての責任は40数年たっても認めていない」(58)，そしてここから，氏は「時代はすでにもう，被害者・患者が問われる水俣病になっている」(59) と語るのである[12]。

緒方氏の問いは，個人から企業，社会に向け，自らの責任を問うている。それは，M・ヴェーバーの責任倫理に通低する。

かつてM・ヴェーバーは，『職業としての政治』において信念倫理（Gesinnungsethik）と責任倫理（Verantwortungsethik）について次のように述べた。

「……信念倫理を奉ずる人間が俄かに輩出して，『世界が愚かで卑しいのであって，私がそうなのではありません。結果に対する責任は私にあるのではなく，他の人々にあるのですから，私はその人々のために働いて，彼らの愚かさと卑しさを根こそぎにしようと思います』という合言葉を振り廻すような場合，私はハッキリと申しましょう。『この信念倫理の背後に，どのくらいの内的な重みがあるのか，先ず，それをお尋ねしたいものです。そして，十中八九までは，自分の負っている責任を本当に感ぜず，

12) 緒方氏は次のように問いかけている。
「私はこう思うんですね。私たちの生きている時代は，たとえばお金であったり，産業であったり，便利なモノであったり，いわば『“豊かさ”に駆り立てられた時代』であるわけですけれども，私たち自身の日常的な生活が，すでにもう大きく複雑な仕組みの中にあって，そこから抜けようとしてもなかなか抜けられない。まさに水俣病を起こした時代の価値観に支配されているような気がするわけです。
この四十年の暮らしの中で，私自身が車を求め，運転するようになり，家にはテレビがあり，冷蔵庫があり，そして仕事ではプラスチックの船に乗っているわけです。いわばチッソのような化学工場が作った材料で作られたモノが，家の中にもたくさんあるわけです。水道のパイプに使われている塩化ビニールの大半は，当時チッソが作っていました。最近では液晶にしてもそうですけれども，私たちはまさに今，チッソ的な社会の中にいると思うんです。ですから，水俣病事件に限定すればチッソという会社に責任がありますけれども，時代の中ではすでに私たちも『もう一人のチッソ』なのです。『近代化』とか『豊かさ』を求めたこの社会は，私たち自身ではなかったのか。自らの呪縛を解き，そこからいかに脱して行くのかということが，大きな問いとしてあるように思います」（緒方，前掲書，49ページ）。

ロマンティックな感動に酔っている法螺吹きを相手にしているという印象を受けます』，人間という点から見ますと，私はこういうことにはあまり関心がありませんし，また，全く感動いたしません。これに反して，結果に対する責任を本当に深く感じ，責任倫理に従って行為している成熟した人間―老若を問いません―が，或る一点で，『私はこうするより仕方がありません。私はここに立っています』と申しますなら，それは測り知れぬ感動を与えます。これは人間的に純粋なもの，魂を揺り動かすものであります。なぜなら，内部が死んでいない限り，私たちはみな，いつかは，こういう状態に立ちいたらざるを得ないからであります[13]」。

「世界」を自己から疎外し，自己も「世界」から疎外される。そこでは，「世界」を根こそぎにするのか，自己を根こそぎにするのか，あるいは自己を「私」の世界に閉じこめるのか，「世界」に呑み込まさせるのか。

ヴェーバーの責任倫理になぞらえれば，「チッソが愚かで卑しいのであって，私がそうなのではありません」とならないのである。この諸関係性の中では，「私はこうするより仕方がありません」，制度的な「処理機構」の中におかれている私は，「ここに立っています」という責任倫理である。これはたとえ「加害（犯罪）に至る関係性」としての個人が刑事罰を受けても済むことでは全くない。今もこの加害（犯罪）に至る関係性の中に「私は立っている」のである。

この責任倫理の立場にたった個人の自問の意味を認めつつも，それ以上に法人（企業）自身の自問の仕方が問われるべきである。法人（企業）が，社会に対する責任（CSR）にとどまらず，個人に対する加害責任（CIR）を自問することが重要となってくる。すなわち，個人を「加害（犯罪）経営システム」に組み込んでいるという法人（企業）責任が問われなければならない。この法人（企業）責任の中身は関係性のあり方にある。

4.「加害（犯罪）経営」における関係性のあり方

緒方氏のように「システム（＝法人）」と「個人」をつなぐ回路を見つけることでしか，この個人の問いにも，法人（企業）責任の中身にも答えられないのではないか。個人に対する「加害者」となるシステム・制度（＝法人）は，人と人の関係性のあり様として捉えられる。このことによって，その「関係性のあり方」を担っている個々人を捉えることが必要ではないか。

ここから「システム（＝法人）」と「個人」との回路を捉えると，「加害（犯罪）経営」を個人と個人の「関係性のあり方」で捉えることによって，「システム」と「個人」との回路をつなぐことが可能となる。「個人犯罪」の場合も，その個人をめぐる他の人との「関係性のあり方」が「個人犯罪」につながるとの捉え方と同様である。法人をめぐる他の人との「関係性のあり方」が問われることになる。

では，ここでの「法人犯罪」の社会科学的基礎とは何か。「制度責任，システム責任」（例えば「制度あるいはシステムが悪いのであって個人が悪いのではない」といった捉え方）として終わらせるのではなく，この「法人犯罪」に至る組織病理を「個人と個人の関係性」の病理として捉える方法である。例えば，上述のチッソ元社長，元工場長の刑事罰＝業務上過失致死傷害罪（個人責任）の確定（最高裁）を，法人の経営責任者・最高責任者として（法人の代表として）の犯罪とそれへの罰ではなく，最高経営機能をもった人間がその他の人との相互関係性を長年において企業内外で築き，その結果として多くのメチル水銀中毒症の患者を生み出したことに対する責任（＝加害に至る「関係性を主に担ってきた個人の責任」）として捉える。

このことは，「個人犯罪（責任）」が，「当人と他の個人の関係性の責任」としてその内容が問われ，罪が確定してきたとの捉え方と同じで

13)　清水幾太郎・清水礼子訳「職業としての政治」『ウェーバー政治・社会論集』（世界の大思想３）河出書房新社，1973年，431ページ。

ある。つまり「法人犯罪」の基礎は「加害（犯罪）に至る関係性」において把握されるのである。「個人犯罪学」が「個人犯罪」を中心としてそれをめぐる・それを構成する個人間の諸関係性の役割（影響）に着目するのに対して，「法人犯罪学」は「法人犯罪」を中心としてそれをめぐる・それを構成する個人間の諸関係性の役割（影響）に着目する学である。このことはミナマタの場合であれば，チッソ元社長，元工場長の個人の地位・役割体系の位置にとどまらず，従業員，市民，患者，漁民，行政関係者，政治家などすべての関係者の地位・役割体系の位置におよぶことになる。それは「加害（犯罪）に至る関係性」となる。

このように捉えれば，緒方氏が「加害に至る関係性」における上述のような「責任倫理」の立場に立たれた地点から，さらに突き進んで，この関係性におけるすべての関係者の責任の軽重が問われなければならない。当然，この関係性の責任は，チッソの歴代社長，国・県の歴代の責任者において最も重いものである。これらの人びとは緒方氏の問いを重く受けとめなければならない。緒方氏の自ら（個人）への問いは，同時に法人への問い，法人犯罪に関係するすべての人々への問いに連動している。「個人に対する『加害者』としての経営（法人）組織の研究」はこの地点まで考察しなければならない。それは単なる「制度・システム責任」にとどまらないのである。

むすび—関係性への問い—

このようにすべての関係者がこの「加害に至る関係性」への関与が問われることになる。当然，責任の重さは，被害者と加害者では大きく異なる。

CSR（法人の社会的責任）は，法人（企業）内人間関係および法人（企業）外（地域社会）との人間諸関係から，その「関係性責任」を問う方法でなければならない。「法人犯罪」の人間関係的基礎を問う視点[14]から，「加害（犯罪）に至る関係性」としての「法人犯罪」を捉える。これによって，「法人犯罪」の責任を単に「システム犯罪」の責任として済ませないことから，今日繰り返される「法人犯罪」の実際的な「予防」が可能となるのではないだろう。

また，この「予防」はこのシステムの関係性を変えるものでなくてはならない。そうでなければ，この関係性の「根」は残り，「法人犯罪」の「予防」は単なる対処療法であるにとどまり，既存の「関係性のあり方」そのもののより強固な維持につながることになる。つまり，それは，システムの問題処理の上に新たなシステムが現れ，またその問題処理のシステムへとシステムの連鎖が展開していくという「処理システム」の重層化・繰り返しである。関係性の組み換え・根本的変革からはじめて新しい時代的課題を担い得るＣＳＲ論を見い出しうることが出来る。関係性それ自体のあり方への問いこそが「加害（犯罪）経営」概念の核心的内容である。

付記；本稿は2006年度国内研究員（研究期間；2006年８月１日～2007年７月31日）の研究成果の一部である。

（受理　2007年10月９日）

14) これに関しては方法論的「人間関係」主義という立場に基づいている。重本直利『社会経営学序説—企業経営学から市民経営学へ—』晃洋書房，2002年，第６章第６節を参照されたい。